

第 1 2 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正
する条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 3 4 号）の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正
する条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 3 4 号）の一部を次のように改
正する。

附則第 2 項中「当分」を「平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」に改める。
附則に次の 1 項を加える。

- 3 第 3 条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、平
成 2 8 年 4 月 1 日から当分の間、亀岡市立小学校に在学する第 1
学年から第 5 学年までの児童とし、第 4 学年及び第 5 学年の児童
については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及
び学年末休業日のみの入会とする。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 放課後児童健全育成事業の対象児童に係る経過措置について、その対象となる学年を小学校の長期休業日に限り、第5学年まで拡大すること。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。